

販売拡大アプリのご紹介【労安法改正】

平成28年6月1日施行予定

労働安全衛生法の改正に伴い、化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務となります

一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について

1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

なぜこのタイミングで労働安全衛生法が改正されたのか

2012年に大阪府の印刷会社にて、インク洗浄作業等を実施していた従業員らが胆管がんを発症、17人が労災認定を受け、うち9人が死亡するという事故が発生。
その後の調査で、印刷機の洗浄用に使用されていた1,2-ジクロロプロパンが原因物質として推定された。

当時、1,2-ジクロロプロパンは規制対象に該当していなかった為、会社側がガスの有害性を認識しておらず、十分な換気や防毒マスク着用等の対応をせずに日々の作業を実施していた。本件が契機となり、労働安全衛生法が改正されリスクアセスメントの実施が義務化される事となった。



該当化学物質(640種)に関して ※ガス種詳細に関しては別紙参照

排出量・移動量の届け出業者一覧(平成25年に該当化学物質を把握し届出があった業者)

- ・金属鉱業 ・原油、天然ガス鉱業 ・食品製造業 ・飲料、たばこ、資料製造業
- ・繊維工業 ・衣服、その他の繊維製品製造業 ・木材、木製品製造業
- ・家具、装備品製造業 ・パルプ、紙、紙加工品製造業
- ・出版、印刷、同関連産業 ・化学工業 ・石油製品、石炭製品製造業
- ・プラスチック製品製造業 ・ゴム製品製造業
- ・なめし革、同製品、毛皮製造業 ・窯業、土石製品製造業 ・鉄鋼業
- ・非鉄金属製造業 ・金属製品製造業 ・一般機械器具製造業
- ・電気機械器具製造業 ・輸送用機械器具製造業 ・精密機械器具製造業
- ・武器製造業 ・その他の製造業 ・電気業 ・ガス業 ・熱供給業 ・下水道業
- ・鉄道業 ・倉庫業 ・石油卸売業 ・鉄スクラップ卸売業 ・自動車卸売業
- ・燃料小売業 ・洗濯業 ・写真業 ・自動車整備業 ・機械修理業
- ・商品検査業 ・軽量証明業 ・一般廃棄物処理業 ・産業廃棄物処理業
- ・医療業 ・高等教育機関 ・自然科学研究所

化学工業、鉄鋼業等を筆頭に様々な業種で該当化学物質は使用されています！



届出排出量上位10物質

- | | | |
|------------------|--------------|------------|
| ①トルエン | ②キシレン | ③エチルベンゼン |
| ④塩化メチレン | ⑤ノルマルヘキサン | ⑥二硫化炭素 |
| ⑦鉛化合物 | ⑧マンガン及びその化合物 | ⑨トリクロロエチレン |
| ⑩1,2,4-トリメチルベンゼン | | |

届出排出量上位10物質で総届出排出量160千トンの約84%を占めています！



該当物質の中で全国の届け出排出量の多い物質

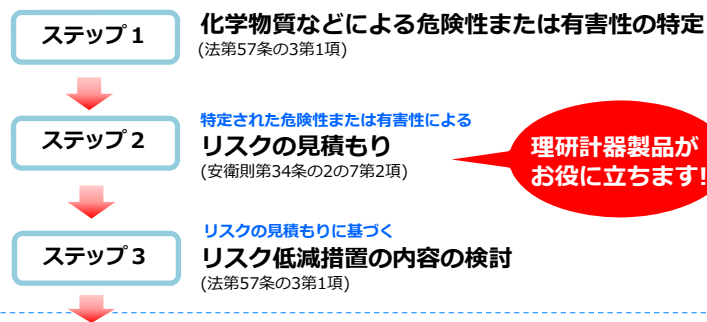
- | | | |
|-------------|----------------|-----------------|
| 1位：トルエン | (合成原料や溶剤などに使用) | ：54千トン(構成比34%) |
| 2位：キシレン | (合成原料や溶剤などに使用) | ：28千トン(構成比18%) |
| 3位：エチルベンゼン | (合成原料や溶剤などに使用) | ：14千トン(構成比8.8%) |
| 4位：塩化メチレン | (金属洗浄などに使用) | ：11千トン(構成比6.8%) |
| 5位：ノルマルヘキサン | (溶剤などに使用) | ：10千トン(構成比6.5%) |

トップ5のガス全てを理研計器の検知器は測定可能です！



※上記データは 環境省HPを参照しております

リスクアセスメントにおける理研製品の役割



理研計器製品がお役に立ちます!!

リスクアセスメント

【リスク見積もり例】

- ①マトリクスを用いた方法
- ②化学物質等の有害性と曝露の量を相対的に尺度化する方法
- ③実測値を用いる方法
- ④コントロール・バンディングを用いた方法
- ⑤ECTOC-TRA(曝露推定モデルの一つ)を用いた方法
- ⑥その他の方法

Point! 気中濃度を測定する方法として弊社製品は簡易でリアルな実測値を最も把握しやすい!

- 『曝露限界値を測定可能』
- 『取り扱いが容易』
- 『濃度値をデジタルで表示』
- 『多くの原理で様々なガス種に対応』

訪問先とセールストーク集

総務セクション

安全セクション

設備担当者



労安法改正に伴うリスクアセスメントの実施について“現場改善の為に提案”をさせて下さい!!



リスクアセスメントの一環で実施されている除外装置の“コストダウンに繋がる提案”をさせて下さい!!

大手の会社様は労基からの通達により、既に何らかのリスクアセスメントを実施されていると思いますが、弊社製品を使用する事で、リスクアセスメントの低減効果を視える化し、また、日々作業中の気中濃度を監視する事で、安全を補完し、より安心して作業に従事する事が出来ます!!

アプリケーション例は別紙ご参照願います

ガスに関するお問い合わせは：理研計器株式会社

〒532-0002 大阪市淀川区東三国1-10-7 TEL：06-6350-5871 FAX：06-6350-5877

URL：http://www.rikenkeiki.com

